

I. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

院内感染防止に留意し、感染等発生の際にその原因の速やかな特定、制圧、終息を図ることは、医療提供施設にとって重要です。当院は、院内感染防止対策を全職員が把握し、院内感染を予防し、安全で適切な医療が提供できるよう努めます。

II. 院内感染防止対策に関する取組事項

1. 組織に関する事項

(1) 院内感染防止対策委員会

院内感染防止対策指針に基づき、病院における感染管理を統括し、院内感染を予防することを目的として、院内感染防止対策委員会を設置し、月1回会議を行い感染防止対策に関する事項を協議しています。

(2) 院内感染対策室

病院における医療に係る感染管理に関する諸問題を具体的に検討し、医療の安全性の向上を図ることを目的として、院内感染対策室を設置しています。

(3) 院内感染防止対策チーム (ICT: インфекションコントロールチーム)

院内感染対策室の下部組織ならびに院内感染防止対策の日常的な実行組織として、ICTを設置し、定期的なミーティングと院内ラウンド等を行っています。

2. 院内感染防止対策に係る職員研修に関する事項

全職員を対象に、感染防止対策の研修会を年2回開催し、感染防止対策に対する意識・知識・技術の向上に努めています。

3. 感染症発生状況の報告に関する事項

薬剤耐性菌や院内感染防止対策上問題となる微生物の検出状況(感染情報レポート)を作成し、職員への情報提供と、院内感染防止対策委員会で活用しています。

4. 院内感染発生時の対応に関する事項

院内感染時や疑われる事例の発生時は、対策委員会を開催し速やかに発生の原因を究明します。感染対策を徹底して感染拡大の防止を行い、必要に応じ保健所と連携し、対応します。

5. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症が流行する時期は、ポスター等の掲示物で情報提供を行います。また、感染防止の意義についても説明し、手洗い、マスクの着用などについて理解とご協力をお願いします。

6. その他院内感染防止対策の推進に関する事項

(1) 院内感染防止対策を推進するため「院内感染防止対策マニュアル」を整備し、基本的な考え方や具体的な方策について全職員に周知を図っています。

(2) 院内感染防止対策指針は、いつでも閲覧できます。

院内感染防止対策委員会